（高等教育研究部の所掌事務）

第二十条　高等教育研究部は、高等教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（教育データサイエンスセンター及び研究支援課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（教育データサイエンスセンターの所掌事務）

第二十五条　教育データサイエンスセンターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　教育に係るデータの収集、分析及び活用（以下この条において「教育データ分析等」という。）に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　前号の事務に関し、国内の研究機関、大学その他の関係機関との連絡及び協力を行うこと。

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、教育データ分析等に関する援助及び助言を行うこと。

（教育データサイエンスセンターに置く課）

第二十六条　教育データサイエンスセンターに、コンピュータ使用型調査推進課を置く。

（コンピュータ使用型調査推進課の所掌事務）

第二十七条　コンピュータ使用型調査推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　教育データサイエンスセンターの所掌事務のうち、コンピュータを使用した調査方式による児童、生徒及び学生の学習に係るデータの収集、分析及び活用の推進（以下この条において「コンピュータ使用型調査の推進」という。）に関し、企画し、及び立案すること。

二　コンピュータ使用型調査の推進に関し、国内の研究機関、大学その他の研究機関との連絡及び協力を行うこと。

三　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、コンピュータ使用型調査の推進に関する援助及び助言を行うこと（学習データ活用調査官の所掌に属するものを除く。）。

（学習データ活用調査官）

第二十八条　教育データサイエンスセンターに、学習データ活用調査官一人を置く。

2　学習データ活用調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　初等中等教育の教育課程の実施における児童及び生徒の学習に係るデータの活用に関する調査及び研究を行うこと。

二　国内の教育関係機関及び教育関係者に対し、初等中等教育の教育課程の実施における児童及び生徒の学習に係るデータの活用に関する専門的な援助及び助言を行うこと。

（総括研究官）

第二十九条　教育データサイエンスセンターに、別に所長が定める定数の総括研究官を置く。

2　総括研究官は、命を受けて、教育データサイエンスセンターの所掌事務に係る調査及び研究に関する特定の事項についての事務を総括整理し、及びその事務の処理に当たる。

（教育課程研究センターの所掌事務）

第三十条　教育課程研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の教育課程に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（教育データサイエンスセンター及び幼児教育研究センター並びに研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　［略］

（高等教育研究部の所掌事務）

第二十条　高等教育研究部は、高等教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（研究支援課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（教育課程研究センターの所掌事務）

第二十五条　教育課程研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の教育課程に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（幼児教育研究センター及び研究支援課の所掌に属するものを除く。）。

二　［同上］